

信州やまなみ国スポ諏訪市実施本部設置要綱

(設置)

第1条 第82回国民スポーツ大会(愛称:信州やまなみ国スポ)において、本市で開催される競技会(競技別リハーサル大会を含む。以下同じ。)の円滑な運営を図るため、信州やまなみ国スポ諏訪市実施本部(以下「実施本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 実施本部の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 競技会の準備に関すること。
- (2) 競技会の運営に関すること。
- (3) その他競技会の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 部長(これに相当する職にある職員を含む。)の職にある者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、実施本部において必要と認める者

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、実施本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指名した順序によりその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事項を処理する。

(会議)

第5条 実施本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 実施本部の会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(部の設置)

第6条 第2条各号に掲げる事項を処理するため、次に掲げる部を置く。

- (1) 行幸啓・お成り部
- (2) 総合案内部
- (3) 医事衛生部
- (4) 消防警備部
- (5) 軟式野球競技会場部
- (6) セーリング競技会場部
- (7) トライアスロン競技会場部

(班及び係の設置並びに所掌事務)

第7条 部の事務を所掌させるための班及び係の設置並びに所掌事務は、別表のとおりとする。

(部長等)

第8条 部、班及び係に、次に掲げる職を置く。

(1) 部長

(2) 班長

(3) 係長

(4) 係員

(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が特に必要があると認める職

2 前項各号に掲げる職には、本部長が任命する本部員をもって充てる

(部長等の職務)

第9条 部長は、上司の命を受け、部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、班長を補佐し、上司の命を受け、係に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 係員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(事務局)

第10条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置く。

(事務局の職員)

第11条 事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長は、教育委員会事務局教育次長をもって充てる。

3 その他の職員は、教育委員会事務局国スポ推進室の職員をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月13日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第7条関係)

行幸啓・お成り部

班	係	所掌事務
行幸啓・お成り班	総務・ 待遇係	1 関係部署との連絡調整に関する事。 2 御覧会場における奉送迎業務の進行管理に関する事。 3 関係者の案内及び誘導に関する事。 4 御覧会場における皇族、随従員等の接遇に関する事。 5 接遇に係る仮設物及び物品の管理に関する事。
	警備係	1 入場者の手荷物検査に関する事。 2 皇族の動線確保及び警備に関する事。 3 一般観覧者の誘導及び整理に関する事。 4 沿道等における奉送迎業務の進行管理に関する事。 5 沿道等における奉送迎者の誘導及び整理に関する事。

総合案内部

所掌事務
(総合案内班・総合案内係) 1 総合案内所の管理運営に関する事。 2 競技、観光、大会開催期間中のイベントの案内に関する事。 3 輸送、交通案内に関する事。 4 ガイドブック等、配布物の管理に関する事。 5 その他各種案内に関する事。

医事衛生部

所掌事務
(医事衛生班・医事衛生係) 1 各競技会場等の医事、食品衛生及び環境衛生に関する関係機関との連絡調整に関する事。 2 競技会場の救護室設置及び管理運営に関する事。 3 医療資材、医薬品等の管理及び医療廃棄物の処理に関する事。 4 救護日報等の記載事務に関する事。

消防警備部

所掌事務
(消防警備班・消防警備係) 1 消防及び警備の統括に関する事。 2 消防及び警備の関係機関との連絡調整に関する事。 3 競技会開催期間中の事故及び災害発生時の対応に関する事。 4 競技会関連施設の消火及び避難誘導に関する事。

- 5 競技会関連施設の予防査察又は消防用設備等の点検若しくは指導その他火災予防に関すること。
- 6 競技会に係る火災等の情報収集に関すること。
- 7 競技会の傷病者の搬送等救急救助に関すること。
- 8 会場内外の巡回警備及び雑踏警備に関すること。

第6条第5号から第6号までに掲げる各競技会場部

班	係	所掌事務
総務班	総務・ 受付案内係	1 競技会運営全般の統括に関すること。 2 競技担当者、各部・班等との連絡調整に関すること。 3 大会役員及び競技会役員への対応に関すること。 4 視察員及び報道員等への対応に関すること。 5 競技会補助員との連絡調整に関すること。 6 ボランティアとの連絡調整に関すること。 7 運営用物品の調達及び補充に関すること。 8 公用車の管理に関すること。 9 競技会の記録写真に関すること。 10 緊急時の警察及び消防への対応に関すること。 11 遺失物及び拾得物の取扱いに関すること。 12 他の班に属さない業務に関すること。 13 受付所の管理運営に関すること。 14 大会役員、競技役員、視察員、報道員等の受付及び案内に関すること。 15 競技案内に関すること。 16 学校観戦に関すること。 17 一般観覧者等への各種情報の提供に関すること。 18 支援の必要な方への対応に関すること。 19 緊急呼び出し、迷子等の対応に関すること。 20 遺失物及び拾得物の管理に関すること。
おもてなし班	おもてなし・ 売店係	1 休憩所等、おもてなしエリアの管理運営に関すること。 2 ドリンクコーナーの管理運営に関すること。 3 売店等の管理に関すること。 4 出店業者との連絡調整に関すること。
競技式典班	競技会場係	1 競技会場の巡回点検及び会場整理に関すること。 2 一般観覧席の整理及び誘導に関すること。 3 IDコントロールに関すること。 4 写真撮影等規制の管理並びに案内及び問合せに関すること。

		5 立入規制区域における警備に関すること。 6 来場者数の調査に関すること。 7 仮設物の管理に関すること。 8 練習会場係との連絡に関すること。 9 チームの動向把握に関すること。 10 競技会場におけるチームとの連絡調整に関すること。
	練習会場係	1 練習会場の管理運営に関すること。 2 競技会場との連絡調整に関すること。 3 練習会場内外の巡回警備及び会場整理に関すること。
	式典表彰係	1 式典全般の運営及び進行管理に関すること。 2 式典会場の準備及び撤去に関すること。 3 式典参列者に関すること。 4 式典の進行補助に関すること。 5 賞状作成・記念品に関すること。
	記録速報係	1 競技記録の集計及び速報に関すること。 2 競技記録の掲示に関すること。 3 競技記録の関係機関への連絡調整に関すること。 4 競技記録用紙等の保管に関すること。
環境・弁当班	環境・弁当係	1 競技会場の美化及び清掃に関すること。 2 廃棄物及び資源物の収集及び搬出に関すること。 3 ごみ集積所及びごみステーションの管理に関すること。 4 弁当引換所の管理運営に関すること。 5 指定弁当業者等との連絡調整に関すること。 6 弁当の引換え及び回収に関すること。
輸送班	輸送・ 駐車場係	1 輸送センター、駐車場係及び警備員との連絡調整に関すること。 2 計画輸送に係る車両の運行管理に関すること。 3 計画輸送に係る車両の乗降所における整理、案内、誘導に関すること。 4 計画輸送に係る車両の利用状況の把握、報告に関すること。 5 運行管理要員及び警備員との連絡調整に関すること。 6 駐車場の車両誘導に関すること。 7 駐車場を利用する来場者の案内誘導及び歩行者の安全管理に関すること。 8 駐車場利用状況の把握、報告に関すること。